世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方に

新型コロナウイルス感染症対策介護保険料減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、特例的な減免制度を実施します。 この制度は令和5年3月までの納期限の介護保険料のみの特例的な措置です。

減免の対象者(要件)

次の①または②に該当する方が対象です。

- ① 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病を負った方 (※注1)(※注2)
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の、令和4年中の事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入が減少することが見込まれ、次の(ア)、(イ)のいずれにも該当する方
 - (ア)令和4年中の事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかの減少見込み額が、令和3年中の当該収入額と比べて3割以上であること。 (※注3)~(※注7)
 - (イ) 3割以上減少することが見込まれる令和4年中の事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入に係る所得以外の、令和3年中の所得の合計額が4 00万円以下であること。(※注8)

減免される金額 |

- ①に該当する方・・・・介護保険料の全額が免除されます。
- ②に該当する方・・・・下記の【 計算方法 】で算出された減免額が介護保険料から減額されます。

【計算方法】減免額=A×(B÷C)×D

A:減免を申請する方の介護保険料

B:世帯の主たる生計維持者の、3割以上の減少が見込まれる収入に係る令和3年中の所得額(減少することが見込まれる収入が複数あるときは、それら収入に係る所得の合計額)

C:世帯の主たる生計維持者の令和3年中の合計所得金額

D: Cの金額が210万円以下の場合または世帯の主たる生計維持者が事業等の廃止・失業をした場合は100%。それ以外の場合は80%。

減免を受けるには申請が必要です。申請は役場福祉課へ。

所定の減免申請書に次の添付書類を添えて申請してください(写し可)。

影響の状況	必要な添付書類
主たる生計維持者が、新型コロナウイル	• 「死亡診断書(死亡届の右側の部分)」
ス感染症で死亡した場合	
主たる生計維持者が、新型コロナウイル	・医師による「診断書」または保健所が
ス感染症で重篤な傷病を負ったとき	発行した「措置入院勧告書」
	• 入院期間の分かる「医療費領収書」
主たる生計維持者が、新型コロナウイル	・令和3年中の収入が分かる「確定申告
ス感染症の影響で営業・農業・不動産収	書」写しなど
入が減少したとき	・令和4年1月から申請する月の前月ま
	での収入が分かる「会計収支簿」など
主たる生計維持者が、新型コロナウイル	• 「廃業届」または事業を廃業したことが
ス感染症の影響で事業を廃止したとき	分かる「告知チラシ」など
主たる生計維持者が、新型コロナウイル	•「休業届」または事業を休業したことが
ス感染症の影響で事業を休業したとき	分かる「告知チラシ」など
主たる生計維持者が、新型コロナウイル	・令和3年中の収入が分かる「源泉徴収
ス感染症の影響で給与収入が減少したと	票」または「確定申告書」写しなど
き	・令和4年1月から申請する月の前月ま
	での収入が分かる「給与明細書」など
主たる生計維持者が、新型コロナウイル	・「離職票」または「退職証明書」または
ス感染症の影響で解雇されたとき	「雇用保険受給資格者証」など
主たる生計維持者の雇用主が、新型コロ	・事業を廃止・休業したことが分かる「告
ナウイルス感染症の影響で廃業・休業し	知チラシ」など
たとき	

- (※注1)「世帯の主たる生計維持者」とは、収入が減少し始めた日などの事由が発生した日時点で、 世帯にいる世帯員のうち、最も収入・所得が高い方のことです。
- (※注2)「重篤な傷病」とは、新型コロナウイルス感染症の症状が重く、1 ヶ月以上の治療を有すると認められる場合のことです。
- (※注3) 収入が3割以上減少する見込みの場合でも、3割以上減少することが見込まれる令和4年中の収入に係る令和3年中の当該所得額が0円である方などは減免できません。
- (※注4)新型コロナウイルス感染症の影響により、株取引にかかる所得・収入(株式譲渡所得・配当所得など)が3割以上減少した場合は、要件の対象外です。
- (※注5) 収入が3割以上減少する見込みの場合でも、「懲戒解雇」や「離職・転職」などが主な原因の場合など、新型コロナウイルス感染症の影響が理由ではないことが明らかな場合は、要件の対象外です。
- (※注6) 事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のうち、減少が見込まれる収入が2つ以上 ある時は、いずれかの収入が、令和3年中と比べて3割以上減少する場合が要件の対象です(それぞれの減少見込みは3割未満で、全体で見ると3割以上になる場合は対象外です)。
- (※注7)減少見込み額からは、保険金・損害賠償等により補填される金額(事業収入等の損害に対して、給付を受ける補償金など)を差し引きます。ただし、国・都道府県等から支給される各種給付金(特別定額給付金・持続化給付金など)は含みません。
- (※注8)3割以上の減少が見込まれる事業収入等が2つ以上ある時は、それらの収入に係る所得以外の、所得の合計額が400万円以下となる場合が要件の対象です。